令和５年度　国立大学法人北海道大学契約監視委員会
議　事　概　要

１．日時

令和５年 11 月６日（月）13 時 30 分～15 時 00 分

２．場所

オンライン開催

３．委員

山本　眞樹夫　（学識経験者）
佐藤　昭彦　　（弁護士）
三宅　英彦　　（公認会計士）

４．議事

(1)　委員長の選任

国立大学法人北海道大学契約監視委員会規程（以下「委員会規程」という。）第５条に基づき、委員の互選により、山本委員が委員長に選任された。

(2)　委員会の運営について

本会の運営を円滑に行うために必要な事項について定められた「契約監視委員会の運営に関する申し合わせ」について、定例会の開催時期及び審議対象期間についての規定を変更することが諮られ、内容について了承された。

(3)　令和４年度議事録の確認

委員長から、令和４年度の議事録について確認があり、内容について了承された。

(4)　審議契約案件の確認

委員長から、あらかじめ佐藤委員が抽出した、医療機器等の購入契約、ソフトウェアライセンスの購入契約、医薬品製剤の購入契約、公共料金に関する供給契約、企画競争を実施した業務提携に関する契約の５案件について審議することについて確認があり、了承された。

(5)　審議

①医療機器等の購入契約

契約担当課から、契約の内容及び入札手続について説明があった後、主に一者応札の改善方策が適正であるかの観点で議論がなされた。

②ソフトウェアライセンスの購入契約

契約担当課から、契約の内容及び予定価格の積算方法について説明があった後、主に予定価格の積算方法が妥当であるかの観点で議論がなされた。

【委員からの意見等】

・　予定価格の積算について入手可能であれば、より客観的な金額を参考としてはどうかと考える。

③医薬品製剤の購入契約

契約担当課から、契約の内容及び予定価格の積算方法について説明があった後、主に予定価格の積算方法が妥当であるかの観点で議論がなされた。

④公共料金に関する供給契約

契約担当課から、契約の内容及び随意契約とした理由について説明があった後、主に随意契約の事由が妥当であるかの観点で議論がなされた。

⑤企画競争を実施した業務提携に関する契約

契約担当部局から、契約の内容及び企画競争の審査方法について説明があった後、主に審査の公平性及び適正性の観点で議論がなされた。